

目標(大項目) 4 男女平等・共同参画の推進体制の強化

男女平等・共同参画推進のための施策は多岐にわたっています。「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」においては、その基本方針の一つに「男女が平等に共同参画する社会づくりの推進」を掲げ、区の全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしています。

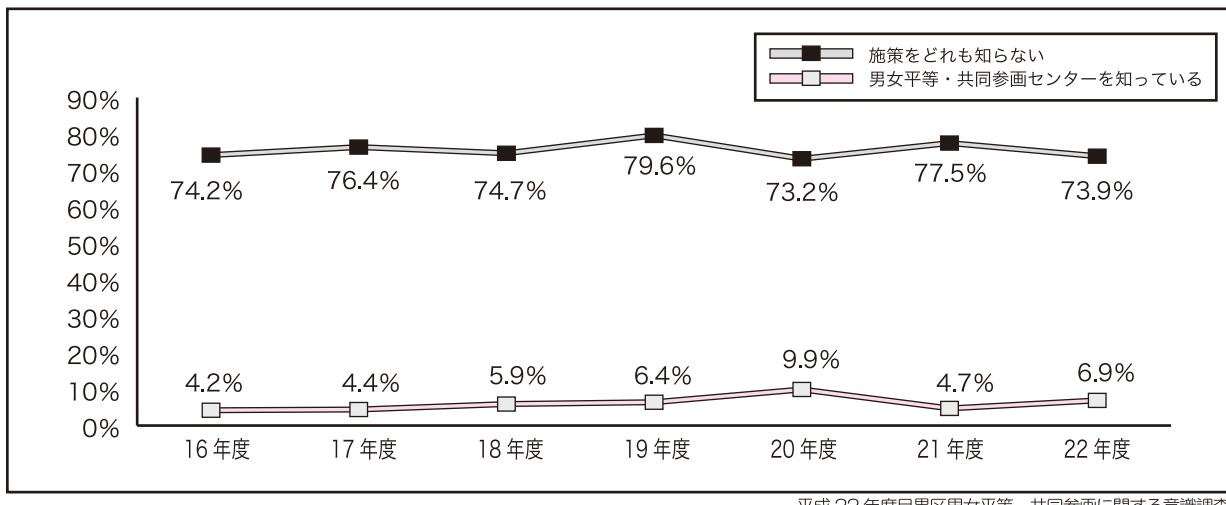
すべての所属において、職員一人ひとりが男女平等・共同参画の意識を持ち、事業を進めています。

課題(中項目) 4-1 計画の推進体制の充実

区民意識調査の結果を見ると、区が実施している男女平等・共同参画施策を7割以上の区民が「どれも知らない」という状況にあります。また、男女平等・共同参画施策推進の拠点施設である男女平等・共同参画センターの認知度は、1割に満たない状況です。

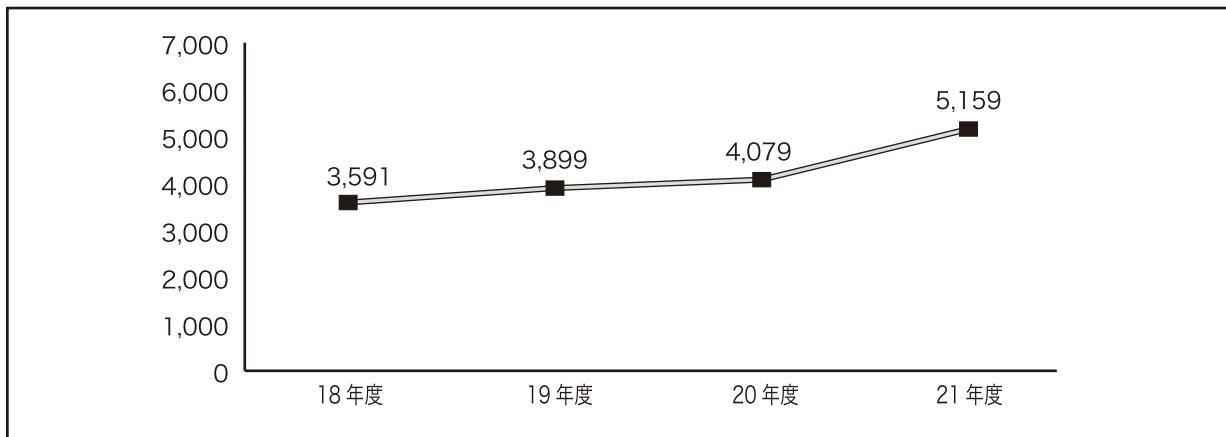
これらの状況を踏まえ、「人権・男女平等推進担当者会議」において、全局的な調整を図りながら男女平等・共同参画に係る施策を推進するとともに、とりわけ男女平等・共同参画センターの周知に努めています。

【目黒区の男女平等・共同参画施策の認知度の推移】



平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

【男女平等・共同参画センター資料室来館者数の推移】



目黒区男女平等・共同参画センター事業記録

施策の方向（小項目）① 推進体制の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
106	人権・男女平等推進担当者会議の充実	人権・男女平等推進担当者会議において、全庁的な調整を図りながら、男女平等・共同参画施策を推進します。	人権政策課	継続
107	男女平等・共同参画オンブーズの運営	男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項等についての申出を処理します。	人権政策課	継続
108	情報連絡会の実施	男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ、男女平等・共同参画推進所管の三者が、情報を共有するため連絡会を実施します。	人権政策課	新規

施策の方向（小項目）② 男女平等・共同参画センター事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
109	施設の周知	さまざまな機能を備えた男女平等・共同参画推進のための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	新規
110	資料室の充実	国内外の男女平等・共同参画に関する情報を収集し、提供します。	人権政策課	継続
111	相談事業の充実と連携	女性のさまざまな問題を解決するため、各種相談事業を実施し、必要に応じて相談員が相互に連携を図ります。	人権政策課	継続
112	学習の機会の提供	男女平等を推進するため、講座、講演会等を開催します。	人権政策課	継続
113	学習・交流の場の提供 【No15 再掲】	男女平等を推進するための学習・交流の場として、会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
114	団体相互の交流の促進 【No16 再掲】	団体の活動を支援するため、団体相互の交流促進事業を実施します。	人権政策課	継続
115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

課題(中項目) 4-2 計画の進行管理

毎年度、目黒区男女平等・共同参画審議会において推進計画の進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ、さらなる事業の推進に取り組みます。

施策の方向（小項目）① 進捗状況の評価、改善

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
116	区民意識調査の実施	区民意識調査を実施します。	人権政策課	継続
117	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	継続
118	男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価の実施	区民意識調査と事業実績調査の結果を基に、計画の進捗状況を評価します。	人権政策課	継続
119	年次報告の公表	毎年度、男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書を作成し、公表します。	人権政策課	継続
120	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせ、区職員対象の意識調査を実施します。	人権政策課	新規

課題(中項目) 4-3 区民、事業者等との協働

男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するためには、区、区民、事業者等が協働して事業の実施に取り組むことが重要です。区民、事業者等の男女平等・共同参画意識を醸成するために、積極的に情報提供し、その活動を支援していきます。

施策の方向（小項目）① 協働事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
121	協働事業の実施	講座や講演会など、区民、事業者等との協働事業を実施します。	人権政策課	継続
122	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営 【No115 再掲】	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

課題(中項目) 4-4 国、東京都、他自治体との連携

区の権限を超える法律改正や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。また、他自治体との情報共有も図ります。

施策の方向 (小項目) ① 国、東京都、他自治体との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
123	国、東京都との連携	区の権限や領域を超える法律の見直しや制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。	人権政策課	継続
124	他自治体との連携	他自治体と男女平等推進施策に関する情報交換等を行いながら、連携して施策を推進します。	人権政策課	新規

